

第4章 関係機関・団体との連携・協力という点で最も印象に残っている 個別ケースの特徴と今後の課題〔概ね過去3年間〕

1. ケースの概要

今回、回答いただいたケースは、「過去3年間で支援した（現在支援中のものも含め）ケース」から「関係機関との連携・協力という点で、単位民児協として最も印象に残っている個別ケース」を、1つだけあげたものである。ここでは、この「個別ケース〔概ね過去3年間〕」で回答のあった436件で、自由記述に回答のあった363件の中から特徴をあげることにする。

なお、「個別ケース〔概ね過去3年間〕」の内容については、「もっともあてはまるもの1つのみ」を選択する設問であったため、児童虐待が35.3%、児童・生徒の引きこもりや不登校が17.0%という結果となっている。しかし、個々のケースの内容を読み込んでみると、実際にはそれぞれのケースが1つの課題だけでなく、様々な課題が複雑にからみあって表出していることが分かる。

たとえば、ひとり親家庭で、子どもが4人以上いて、経済的な課題を抱え、子どもが不登校となっているケース。外国籍の親で、経済的な課題を抱え、子どもの非行が問題となっているケース。親が障がいを持っており、子どもが4人以上いて、ネグレクト状態となっているケース。母親が外国籍で、夫による暴力（ドメスティック・バイオレンス）があり、子どもが不登校となっているケース。これらの例からは、親によるネグレクトや不適切な関わりが原因となって、不登校や非行といった子どもの問題が出てきていると思われるものも複数見受けられた。

また、育児不安や学校を休みがちであるといった、状況がそれほど深刻ではない早期の段階と思われるケースもあれば、性的虐待や身体的虐待など児童相談所が関わらなければならない深刻な状況のケースの支援に関わっている場合もあり、ケースの深刻度に関係なく単位民児協がその支援に関わっていることがうかがえた。関わっている期間が数年にわたっているケースも多く、単位民児協が長い期間をかけて親子を見守り、寄り添い、支えていることがうかがえた。

2. 個別ケースに単位民児協が関わるきっかけ

こうしたケースに単位民児協が関わるきっかけは、子どもに関わっている機関からの相談や、近隣の住民からの情報提供のほか、要保護児童対策地域協議会等すでに設置されている関係機関とのネットワークにおける、個別ケース会議でのケース検討を通じて把握される場合が多く見受けられた。これは、もともと単位民児協が様々な活動を通じて地域住民や関係機関との関係性が構築できているからこそ、具体的なケースの情報も伝わってくるのだと考えられる。

特に今回の調査結果で印象的であったのは、「学校」から相談されたことをきっかけに単位民児協が支援に関わるようになるケースが多く見受けられたことである。文部科学省では、いじめや不登校、非行等の子どもの課題を関係機関と連携して解決するしくみ「サポートチーム」を各学校に設置するよう推進しているが、このサポートチームが設置されているところでは、

単位民児協がチームの構成員として学校と連携しながら支援に関わっている事例が複数見受けられた。このほか、登下校時の防犯パトロール活動や、定期的に行なわれる学校との懇談会などの日常的な連携を通じて、課題を抱える親子のケースについて単位民児協が相談されていることがうかがえた。学校の教員から主任児童委員に相談があったことがきっかけで、主任児童委員が児童相談所へ通告し対応が行なわれたケースなど、学校の中で把握された子どもの問題が主任児童委員を通じて専門機関につながるというケースも、複数見受けられた。

こうした学校との連携が効果的に実践されている事例は、「学校との連携が難しい」、「気になる子どもがいるが、学校から情報が得られない」と悩む単位民児協にとって、今後の連携方策を探る示唆となると考えられる。

3. 単位民児協のなかでの連携と対応のしくみ

記述のあった多くの単位民児協では、児童委員・主任児童委員が単独で行動するのではなく、双方が連携して当該ケースへの支援を行っていた。児童委員と主任児童委員の連携の仕方は、児童委員が当該ケースの見守り、主任児童委員が関係機関との調整・連携と児童委員の見守りのサポートをする場合、児童委員と主任児童委員がともに当該ケースの見守りや支援をしている場合など、その単位民児協の状況に応じた連携がとられていた。なかには、単位民児協における虐待対応窓口を主任児童委員に集約し、児童委員と連携して対応するしくみをつくっている単位民児協もあった。

ケースへの対応については、定例会や児童に関する部会などの場を活用して、個人情報保護に留意しながら単位民児協内で協議をしているところも複数あった。なかには、単位民児協のなかでケースの状況を共有することによって、同じ地域内に当該家族の親戚がいることがわかり、児童委員がその親戚に連絡をとってその親戚からの支援を受けられるようになり、学校へ行くことが困難な子どもの毎日の登下校の支援を単位民児協内でシフトを組み分担して行なうといった、単位民児協内の組織的なケース検討によって具体的な支援や対応につながる事例もあった。

4. 個別ケースへの支援にあたって単位民児協が果たしていた役割

課題を抱える親子のケースへの支援にあたって、単位民児協はどのような役割を果たしていたかについて、今回の調査から読みとれた役割を、以下、5点に整理した。

(1) ネットワークの一員として、見守りや観察による情報収集と提供

関係機関とのネットワークが構築されている場合、単位民児協はそのネットワークの一員として活動している。児童委員・主任児童委員は、当該親子と同じ地域に暮らす住民ならではの、日常の見守りや親子の状況変化の観察を行なっている。たとえば、不登校の子どもについて、児童委員が地域の情報を集めてみると、夜になると親は仕事に出て子どもだけで夜を過ごし地

域を徘徊しているようだと言われたこと、別の事例では児童委員が不登校の子どもの状況について家庭を訪問した結果、父親が失業し母親が病気で入院していることが言われたことなど、同じ地域に暮らしているからこそみえる情報である。

このようにして児童委員・主任児童委員が得た情報は、ネットワークで共有され、その後の支援方法の検討時に役立っている事例も複数見受けられた。

(2) 近所の住民ならではの“ちょっとした支援”や緊急時の対応

回答のあった事例では、児童委員・主任児童委員が、課題を抱えた親子に対し、同じ地域に暮らす住民ならではの“ちょっとした支援”を行なう役割を担っているケースが多く見受けられた。たとえば、悩みを抱えている親子の家を何度も訪問してゆっくりと話を聞く、掃除や片づけが苦手な親子の家を時折訪問して親子が自分でできるよう一緒に掃除や片づけを手伝う、登下校が不安な子どもの場合は定期的に登下校の付き添いを行なう、仕事で親が不在になりがちなお子さんの家を定期的に訪問し声かけを行なう、といった支援である。なかには、こうした支援を通じて外国籍の親から信頼され「日本のお母さん」と呼ばれているという事例もあった。

また、児童委員・主任児童委員が緊急時の対応を行なっている事例もあった。たとえば、父子家庭で父親が緊急入院してしまった際、行政機関と協議の上、児童委員が子どもの祖母と連絡をとり急遽祖母に支援をお願いしたケース、親から暴力による虐待を受けた子どもが児童委員の家へ逃げ込んできたため、児童委員が警察へ連絡し児童相談所へ緊急一時保護となったケースなどである。

(3) 孤立している家族の扉を開ける

課題を抱える親子・家族は孤立していることが多く、専門機関とも児童委員・主任児童委員ともコミュニケーションをとろうとしないことが多い。今回の調査で寄せられた事例でも、このような孤立しているケースが多くあり、多くの単位民児協でその対応に苦慮されていることがうかがえた。そのような孤立した家族とつながるために、児童委員と主任児童委員と一緒に何度も根気強く訪問したことで関係ができた事例が複数見受けられた。訪問した委員は、親の話を傾聴し、少しずつ親の心を開く努力をしていた。児童相談所や家庭児童相談室の職員による訪問を拒否している家庭が、児童委員が何度も熱心に訪問し親の話を傾聴したことによって、委員の訪問は受け入れるようになった、というところもあった。

親との関係づくりが難しい場合には、主任児童委員が子どもとの関係を先に構築することをめざし、学校の行き帰りや地域で出会ったときに子どもへ声をかけるなどして子どもと仲良くなり、見守りを行なっているケースもあった。

(4) 孤立している家族が地域へとけ込めるようサポート

孤立している家族にあえて町内会や婦人会の役割をお願いしたという事例では、その活動を

通じて家族が地域にとけ込み、子どもが抱えている障がいについて親が地域の人に打ち明けるようになり、その地域全体で親子を見守り支えていくような関係づくりができてきたということであった。このように、児童委員が孤立している家族と地域とのつなぎ役として、家族が地域へとけ込めるようサポートすることは、その地域の状況をよく知り、町内会や婦人会(女性会)などの地域組織とのつながりがある児童委員だからこそ果たせる役割だと言える。

(5) 深刻な事態に至る前の早期対応

育児不安が強い母親に対する事例では、児童委員が子育てサロンに根気強く誘ったことにより、当初は拒否していた母親がサロンに通うようになり、少しずつ母親の不安が解消され安定した育児につながったというケースがあった。このケースでは、児童委員は家庭児童相談室や保健師とともに訪問し、サロンへの参加を拒否する母親の悩みを傾聴し、サロンに行き始めてからは母親に付き添うなど、不安の強い母親が児童委員を信頼し安心できるようサポートしていた。

このような支援がなければ、もしかすると深刻な虐待に至った可能性もあり、児童委員による早期の対応によってそうした事態を防ぐことができたとも言えよう。

5. 関係機関とのネットワークと具体的な支援サービス構築の必要性

今回記述のあった事例は、「関係機関との連携・協力という点で、単位民児協として最も印象に残っているケース」であることから、関係機関と連携がうまくいったケースだけでなく、課題が残ったケースについても複数寄せられている。

関係機関とのネットワークが整備されていない場合には、例えば、学校や地域で課題が把握され、なんらかの対応が必要だと感じ、見守り、ときには親子に声かけをするも反応がなく、「児童相談所へ通告するほどの深刻な事態でもないのどうしたものか」と、児童委員が悩んでいるケースがいくつか見受けられた。なかには、考えあぐねているうちに当該家族が引越して関わりが消えてしまい、心配とやりきれない思いが残るといった回答もあった。

また、「個人情報保護の関係で当該家族の顔写真すら見せてもらえず見守りのしようがない」、「児童相談所に連絡したあとどのような状況になっているのか、全く情報がもらえない」など、情報提供がされないことに対する不満や悩みも、複数見受けられた。なかには、児童養護施設に入所後、家庭の状況が全く改善されていないにも関わらず、児童委員からの情報を得ることなく子どもの帰宅が決まり、児童委員が心配をしているケースもあった。

課題を抱える親子への対応は、単位民児協のみで検討するには限界があり、関係機関が連携し、個別ケース会議による検討や、専門職によるアドバイスが必要である。実際、個別ケース会議が行なわれている場合や専門職との連携がうまく行なわれている場合には、ケースにおける単位民児協の役割が明確にされ対応しやすい様子が事例からは読み取れた。また、あるケースをきっかけに関係機関が連携して取り組むしくみができたという事例もあった。

現在、要保護児童対策地域協議会や学校サポートチーム等、関係機関のネットワーク構築が進んでいるが、このネットワークが個別ケースの支援において実効性のあるものとして機能していくことが望まれる。

また、前述の“ちょっとした支援”を行なっているケースのなかには、具体的な支援サービス（ショートステイや家事援助のヘルパーなど）がないために、やむをえず児童委員、主任児童委員自身が食事の世話や、ゴミの片づけなどの具体的な支援を行なっているというケースが複数あった。ひとり親家庭で子どもが多数いる場合や親自身が病気や障がいを抱えている場合に、仕事も家事も育児も全て「親だけ」が担うことは困難である。今後はこうした親子に対し家事援助や配食などの具体的な支援サービスが、親子の利用しやすい形で整備されることが求められる。